

令和4年度久留米市障害者差別解消支援地域協議会

条例案検討ワーキンググループ

第12回検討会議 議事録

次 第	1 開会 2 協議事項 (1) 手続規程について 3 閉会
開催日時	令和4年10月20日(木) 18:30~19:45
開催場所	市庁舎13階会議室およびZoomによるWeb会議
出席者 (敬称略)	1. 久留米大学、2. 久留米市手をつなぐ育成会、 3. 久留米市障害者差別禁止条例をつくる会4名、 7. 久留米市障害者基幹相談支援センター、8. 熊本学園大学
欠席者 (敬称略)	
内 容	1. 開会 <事務局> ・本日は、条例検討ワーキンググループ(以下、WGという。)メンバー7名中7名参加。また、アドバイザーも参加。 2. 協議事項 (1) 手続規程について <会長> ・本日の協議事項は手続規定について委員の皆さまよりご意見をいただくことになっている。まず、事務局から説明を。 <事務局> ・資料1の説明。資料1を作成した根拠として資料2の説明。この資料2は、各委員に2度書面にて意見を伺い、その結果である。 ・まず事務局より初期相談、紛争解決、その他の案を提示し、その案について各委員より意見をいただいた。それが表上段の左に記載しているもの。初期相談には申立て支援があったほうがよい、紛争解決には5項目、その他としてあっせんや勧告、公表など全てを規定してほしい等の意見があった。その委員意見に対し、再度事務局で整理したものが右の欄に記載している。 ・初期相談について。初期相談での対応や調査等を申立て支援とみなしていたが、委員より、それでは分からない、また、勧告や公表にもつながる助言やあっせんの手続きは当事者にとって重要な手続きであるため、その申立ては重要などの意見を踏まえ、

別途申立て支援を明記するようにした。

- ・紛争解決について。機関の名称など個別具体的なことを条例には記載せず別に整理したほうがよいという意見が委員よりあったので、そのとおりにした。第3者機関は委員意見を踏まえ、公権力を有する公的機関、また守秘性、機動性、専門性を求めるため少人数の組織にしたいと思う。守秘義務も課したいと考えている。よって、要綱で設置している当協議会とは別の組織にしたいと考えている。
- ・勧告、公表などについては全て規定する。これら事務局で整理したものについて、再度各委員に意見を求めた結果が、下の表である。これは後から見てもらいたい。
- ・これらの結果を踏まえ別紙1となっている。この別紙1について各委員より意見をいただきたい。

<会長>

- ・各委員より質問や意見などはあるか。

<各委員>

- ・特段なし。

<事務局>

- ・それでは手続規定として別紙をWG素案にしたい。

3. その他

<事務局>

- ・相談窓口や相談員など相談体制について意見をうかがいたい。

<委員>

- ・身近な相談場所といえば、サービス事業所に通っている方は事業所、または計画相談支援事業所、基幹相談支援センターなどがあげられると思う。
- ・相談員には信頼のおける人がいいと思うが、信頼のおける人というのは難しい。

<委員>

- ・当事者の方は身近な人に相談していると思う。その相談を受けた方がいかに市などに繋げていく、または報告するかというシステムが必要なのではないかと思う。

<委員>

- ・初期相談を受ける場所で行うことが何なのか整理できていない。相談を受けるだけなのか、調査なども行う必要があるのか。

<事務局>

- ・現在、委員の方にとって相談窓口に対してのイメージは不明確であると思う。その不明確なこと、例えば身近なところがいいのか、身近な人がいいのか、相談員はどこまで行う必要があるのかということを率直に発言してほしい。

<委員>

- ・差別という言葉を出すと、当事者の方で逆に相談しにくくなる方もいる。差別という言葉を出さずに、相談を受けた方が事例を聞いて、それが差別かどうかを判断したほうが良いと思う。

<委員>

- ・初期相談では相談しやすさが必要。資料に書いているとおり多くの人にいかに素早くつながるかが重要になると思う。

<委員>

- ・団体をオープンスペースの活動を行っており、そこで交わす意見の中で差別と思われることについて、どこにつなげばいいのかと考えている。計画相談がいいのか。

<アドバイザー>

- ・相談機関があっても、当事者の方にとってその機関へのアクセスが最も難しい。相談機関までのつなぎ役が必要。そのつなぎ役として行政は難しいので、当事者団体がその役を担うことが良いと思う。
- ・計画相談は受けつけるだけで留まると思うので、その担当者から公的な機関へつなげる仕組みづくりが必要。

<委員>

- ・相談を受ける人は、相談内容を自分ごとに感じる必要があると思う。

<アドバイザー>

- ・相談員の質を条例で規定することは難しい。相談員の質を担保するには研修が必要。質の担保については、研修実施を含めた現実的なシステム作りが必要。

<会長>

- ・相談のしやすさについて何か意見はないか。

<委員>

- ・相談しやすさといえば、同じ経験をした人がやっぱり分かってくれると思う。同じ経験、同じ立場の人が分かってくれるので相談しやすい、

<委員>

- ・つなぎ役として当事者団体、ピア相談員などたくさんあったほうが良いと思う。さらに、その相談を受けた者が「これは差別だ」と分かることがとても重要だと思う。

<委員>

- ・当事者の方は「これが差別だ」ということを分からないことが多いと思う。大事なことは当事者が嫌なことを声に出しやすいまちであることであり、それが住みやすいまちになると思う。

<事務局>

- ・つなぎやすさということで参考事例として話したいと思う。市ではパワハラやセクハラの相談窓口として人事厚生課が設置されており、人事厚生課でそれらの相談対応や解決を図っている。しかし、直接人事厚生課に相談することは難しいと思われるので、各部にセクハラやパワハラ相談員を任命し、相談しやすい体制を構築している。相談員は年1回研修を受け、年度末に件数を報告する。必要があれば相談内容も報告するようにしている。この効果としては、相談のしやすさ、相談員の名簿を掲示することでの抑止効果があると考えている。

<アドバイザー>

・つなぐルートは複数あった方が良いと思う。当事者にとって仲間うちが一番身近な相談する方になると思うので、その仲間うちに当事者団体や計画相談員がなれたらとてもいいと思う。その仲間うちが当事者の相談を最大限サポートしてもらえればいい。

<委員>

・相談を受けるときに本人の意思、考えをしっかりと確認することが重要。周りの希望と本人の意思は違うこともあるので、そこはしっかり把握してほしい。

4. 閉会

以上